

5 森推鳥第 201 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

令和 5 年 10 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 金峰山鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡川上村の金峰山（標高 2,595 メートル）を起点とし、同点から長野県と山梨県との県界を東進し、国師ヶ岳（標高 2,592 メートル）へ至り、同県界を北東進し、長野県と埼玉県の県界甲武信ヶ岳（標高 2,483 メートル）との交点へ至り、同点から同県界を北進し、国有林と民有林の境界との交点へ至り、同点から同境界を西進し、長野県と山梨県の県界との交点へ至り、同点から同県界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 2,968 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護員等の定期的な巡視を実施する等により、鳥獣の生息地の環境の適切な保持を図り、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 八島ヶ原鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪市霧ヶ峰地籍の諏訪市と茅野市の市境と県道諏訪白樺湖小諸線（通称霧ヶ峰ビーナスライン）との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、諏訪市と諏訪郡下諏訪町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を北西進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北進し、下諏訪町所在東俣国有林南信森林管理署所管第 133 林班と第 138 林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北進し、第 132 林班と第 138 林班との交点に至り、同点から同林班界を東進し、諏訪郡下諏訪町と小県郡長和町の町界との交点に至り、同点から同町界を東進し、諏訪市と小県郡長和町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と諏訪市と茅野市の市界との交点に至り、同点から同市界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 620 ha）

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣の生息環境の保全及び鳥獣の安定的な生息に著しい影響のないよう保護面に配慮しつつ、区域内及び下流域において農林業被害を与えているニホンジカについては、個体数調整（有害鳥獣捕獲）の実施等の捕獲対策により適切な管理を行う。なお、区域内には、天然記念物である霧ヶ峰湿原植物群落が存在し来場者も多いことから、天然記念物及び来場者等にも配慮した保護及び管理を行う。

3 奥蓼科鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市湖東笹原地籍の県道渋ノ湯堀線と指導ⅢB3453号線との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、同市道と渋川との交点に至り、同点から同川を西進し、大河原堰との接点に至り、同点から同堰を北進し、市道Ⅱb836号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、蓼科ビレッジ別荘地境界線との接点に至り、同境界を北西進し、市道ⅡB5716号線と大河原堰との接点に至り、同点から同堰を北進し、蓼科ビレッジ別荘地境界線と旧石切場の接点に至り、同点から同境界を北東進し、国道299号線との交点に至り、同点から同国道を南東進し、市道Ⅰ級34号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道ⅡB5802号線との交点に至り、同点から同線を北進し、市道ⅡB5807号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、国道299号線との交点に至り、同点から同国道を北進し、市道ⅡB5818号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5779号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5773号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5772号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅡB5750号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB845号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、大河原川（竜源橋）との接点に至り、同点から国有林と民有林の境界線を北東進し、途中ピラタス横岳ロープウェイの架線下を通りサカサ川に至り、同点から同河川を南西進し、冷山国有林241林班との接点に至り、同点から同240林班と241林班の林班界を南東進し、同243林班界との接点に至り、同点から同240林班と243林班の林班界を北東進し、同246林班界との接点に至り、同点から同245林班と246林班の林班界を南東進し、同251林班界との接点に至り、同点から同251林班と253林班の林班界を南東進し、同252林班界との接点に至り、同点から同252林班と253林班の林班界を東進し、同344林班界との接点に至り、同点から同252林班と344林班の林班界を南東進し、

同 251 林班界との接点に至り、同点から同 251 林班と同 344 林班の林班界を南東進し、同 254 林班界との接点に至り、同点から同 251 林班と同 254 林班の林班界を西進し、同 255 林班界との接点に至り、同点から同 254 林班と同 255 林班の林班界を南進し、同 259 林班との接点に至り、同点から同 255 林班と同 259 林班の林班界を南西進し、同 258 林班界との接点に至り、同点から同 255 林班と同 258 林班の林班界を南西進し、同 256 林班界との接点に至り、同点から同 256 林班と同 257 林班の林班界を南西進し、市道Ⅲ B 3187 号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道Ⅲ B 2907 号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と県道渋ノ湯堀線との交点に至り、同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 1,827 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣の生息環境の保全及び鳥獣の安定的な生息に著しい影響のないよう保護面に配慮しつつ、区域内及び下流域において農林業被害を与えているニホンジカ等については、狩猟期間中を含めた個体数調整（有害鳥獣捕獲）の実施等の捕獲対策により、適切な管理を行う。なお、区域内には、別荘地や観光施設が多数存在することから、これらの施設及び来場者等に配慮した対策を実施する。

4 十二天の森鳥獣保護区

(1) 区域

駒ヶ根市赤穂地籍の市道中田切線と市道南割福岡線との交点を起点とし、同点から市道中田切線を南西進し、同市道と市道 1-241 との交点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道中田切線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と市道 1-238 との交点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道 1-237 との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道 1-188 との交点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る一円の区域（面積 12 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護員による巡視等により、当該地区への入林者や周辺地域での狩猟者への注意喚起を行う等により、静ひつな環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 小川入鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡上松町所在の国有林木曾森林管理署所管第 80 林班から第 121 林班までの一円の区域（面積 1,152 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

地元関係機関等と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を通じて、鳥獣保護区の適正な管理運営を推進する。

6 瀬戸川鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡王滝村所在の国有林木曾森林管理署所管第 2022 林班から第 2076 林班までの一円の区域（面積 1,555 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

地元関係機関等と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を通じて、鳥獣保護区の適正な管理運営を推進する。

7 王滝鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡王滝村に所在する木曾森林管理署所管の国有林のうち、第 2326 林班から第 2335 林班までの各林班及び、第 2352 林班から第 2354 林班までの各林班及び、第 2359 林班から第 2364 林班までの各林班及び、第 2368 林班、第 2419 林班から第 2420 林班まで、第 2423 林班、第 2427 林班から第 2430 林班までの各林班及び、第 2437 林班から第 2438 林班まで、第 2440 林班、第 2444 林班ろ小班、第 2445 林班から第 2448 林班までの各林班及び、第 2449 林班のい小班からほ小班まで、同林班のと小班からる小班まで、同林班のニ小班からヌ小班まで、第 2452 林班、第 2453 林班、第 2677 林班、第 2680 林班から第 2702 林班までの各林班及び、第 2742 林班、第 2745 林班から第 2747 林班までの各林班及び、第 2750 林班、第 2757 林班から第 2765 林班までの各林班及び、第 2774 林班から第 2776 林班までの各林班及び、第 2804 林班から第 2808 林班までの各林班及び、第 2810 林班から第 2811 林班までの一円の区域（面積 4,683ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

地元関係機関等と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員による巡

視等を通じて、鳥獣保護区の適正な管理運営を推進する。

8 白川鳥獣保護区

(1) 区域

塩尻市奈良井地籍所在の国有林奈良井事業区中、1520 林班から 1545 林班までの各林班の区域一円。(面積 1,496ha)

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

地元市町村等関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護員等の巡視等適正な管理運営を実施する。

農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

9 戸隠山鳥獣保護区

(1) 区域

長野市戸隠地区及び上水内郡信濃町所在の戸隠山国有林北信森林管理署所管第 1001 林班から第 1003 林班まで、第 1022 林班から第 1032 林班まで及び第 1045 林班から第 1047 林班まで並びにこれら林班に囲まれた一円の区域(面積 4,582ha)

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係自治体、地域住民などと連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

10 野尻湖鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡信濃町地籍の県道信濃斑尾高原線と町道 1036 号線(野尻菅川線)の交点を起点とし、同点から同町道を東進し県道飯山妙高高原線との交点に至り、同点から同県道を南進し町道 3071 号線(鳥越西原線)との交点に至り、同点から同町道を西進し県道古間(停)野尻線との交点に至り、同点から同県道を北進し県道信濃斑尾高原線との接点に至り、同点から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積 596 ha)

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、湖をとりまく豊かな周辺森林と広い湖面をもち、鳥類の生息に非常に適し、越冬地としての役割を担っている場所である。

これら鳥類を目的に、自然観察会やトレッキング等も多く開催されることから、閑静で豊かな自然環境を保持し、湖に集団で水鳥類が飛来できるよう、引き続き保護管理することとする。

なお、近年増加している農林水産業被害に対しては、保護管理に支障のない範囲内で必要に応じ適切な対応策をとることとする。

森林づくり推進課 鳥獣対策室